平成２４年（フ）第１４４号
北海道小樽市花園３丁目23番16号　アメニティ花園Ⅱ102号室、前住所北海道小樽市花園２丁目12番202号　クレアヒルズ小樽公園
債務者　高橋　雅行
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１４５号
北海道小樽市最上１丁目５番20号
債務者　長谷部洋三
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１４６号
北海道小樽市新光１丁目23―211号、住民票上の住所北海道小樽市最上２丁目10番516号
債務者　渡辺　初美
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第４４号
秋田県大仙市大花町９番６―９号　有坂貸家２号室
債務者　伊藤　香織（旧姓菅原・荒川）
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第１２号
栃木県真岡市大根田1300番地２
債務者　益子亜砂子
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２４年（フ）第５７４号
神奈川県中郡二宮町百合が丘３丁目18番１号403
債務者　五十嵐　陵
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３４５号
山梨県中央市中楯1096番地６　旭ルーミー甲府２号館103号室
債務者　渡邊　初美（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３５１号
山梨県甲州市塩山上於曽1222番地
債務者　筒井　史也
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３５７号
山梨県山梨市小原西1232番地　川合ハイツ203
債務者　松永　悟
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８７号
長野県中野市大字岩井1562番地、前住所長野県中野市大字永江8005番地１号
債務者　池田かおる
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６６号
長野県飯田市松尾常盤台107番地　市営住宅Ｇ―304号
債務者　細田ひろみ
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第６９号
長野県飯田市愛宕町2716番地11　矢沢松川コーポ８号、前住所長野県飯田市滝の沢6991番地143
債務者　中村　國男
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第８３号
岐阜県可児郡御嵩町御嵩1437番地４
債務者　水野比呂志
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第８４号
岐阜県加茂郡八百津町八百津3490番地２
債務者　桂川　京子
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第８４号
岐阜県高山市国府町広瀬町340番地　桜野ハイツ団地Ａ棟４
債務者　前坂　　恵（旧姓濱本）
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第８２号
三重県伊賀市桐ケ丘６丁目11番地
債務者　中嶋　佳苗
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第１９９号
三重県桑名市多度町小山1924番地
債務者　谷本　　剛
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係